

そらいろ通信 1月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



暖かなお正月だったせいか、近頃の寒さがこたえます。遅くなりましたが、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今年は、どのような目標などを立てていらっしゃるのでしょうか？ 私は特に大きな目標は立てていないのですが、小さなことでもよいので、人のお役に立つことが一つでも多くできればよいな、と思っています。



気になる相場
～社員への祝金～

(万円)

	一律 定額	勤続年数に応じて支給額を変える場合				
		満1年	満3年	満5年	満10年	満20年以上
最高額	30	6	8	10	10	15
最低額	1	0.5	1	1	1.5	1.5
最多回答	3	2	3	5	5	5

日本実業出版社調べ（調査期間 平成26年6月）

★これで完璧！ 1月の事務★



☆賞与支払届の提出（支給後5日以内）☆

賞与（寸志）を支給した場合は、賞与支払届を提出。

☆法定調書、給与支払報告書の作成・提出（2月1日まで）☆

法定調書は税務署へ、給与支払報告書は各市区町村へ、それぞれ提出します。
（税務署へ提出する源泉徴収票は一定要件に該当する者のみ）

☆平成28年分の扶養控除等（異動）申告書の配布・回収☆

従業員へ配布し、記入してもらったものを回収します。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（1月10日まで）☆

12月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。納期の特例の適用を受けている場合は、7月～12月徴収分を1月20日までに納付。

～マイナンバー通知カード 6.2%が届かず～



マイナンバー制度の通知カードのうち、全体の6.2%に当たる362万通が本人に受け取られず、市区町村に保管されていることが19日、総務省の集計で分かりました。集計は1月12日時点。

総務省によると、日本郵便は5839万通を各世帯に配達し、うち5248万通は1回目の配達で本人が受け取り、残りの591万通は市区町村に保管先が移った後、窓口交付や再配達で216万通が受け取られ、本人の死去などで12万通が廃棄されました。

総務省集計の配達総数は、出生や転居などで新たに作成した分を含んでおり、日本郵便の発表（5684万7000通）より増えています。

通知カードは昨年10月から、住民票の住所に世帯ごとまとめて簡易書留で郵送が始まりましたが、カードの作成漏れなどが見つかり一部は今月にずれ込みました。

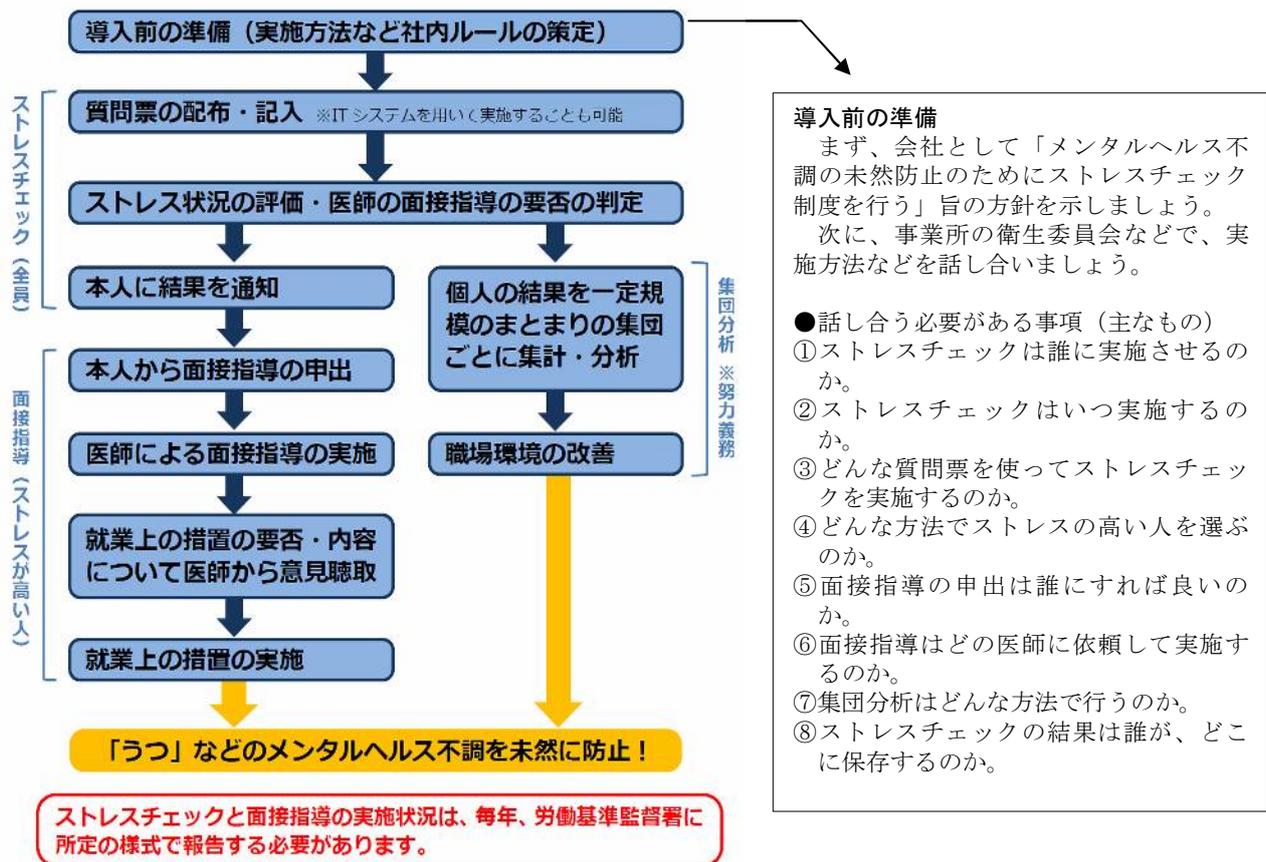
ストレスチェック制度の導入について

平成 27 年 12 月 1 日から「ストレスチェック制度」がスタートしました。

ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための医師等による検査）は、1 年以内ごとに 1 回行うこととされているので、行う義務がある企業では、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間に、対象となる労働者のすべてについて、1 回目のストレスチェックを行う必要があります。導入の手順を確認し、準備しておきましょう。

なお、ストレスチェックを行うことが努力義務とされている事業場（従業員数 50 人未満）において導入しようとする際にも、以下の手順を参考に準備を進めるとよいでしょう。

ストレスチェック制度の導入の手順など（厚生労働省が推奨する手順）



いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

